

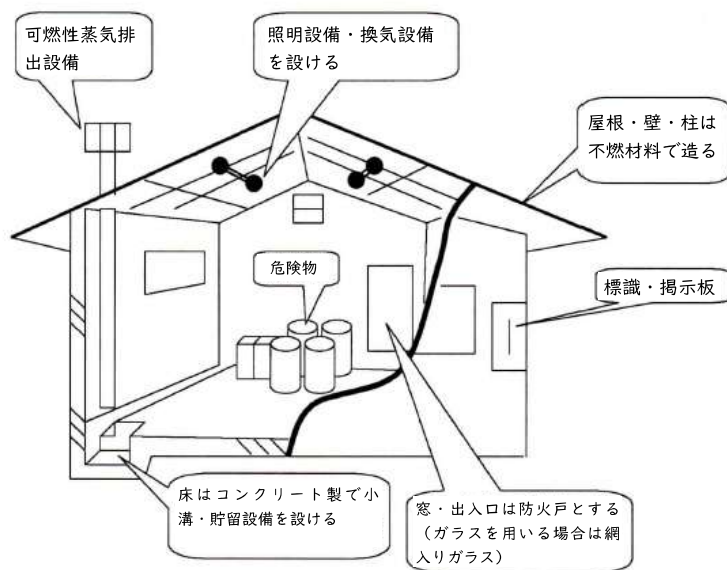
第32条の3の2 少量危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。(ほ)

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。(ほ)
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。(に)(ほ)
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。(ほ)(ま)
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で造るとともに、堅固な床に固定すること。(ほ)
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。(ほ)
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。(ほ)

【解説】

本条は、少量危険物を屋内で貯蔵し、又は取り扱う場合の、位置、構造及び設備の技術上の基準を定めたものである。(図32の3の2-1参照)

図32の3の2-1 屋内の少量危険物施設の例



1 第1号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)は、不燃材料で造られているか、又は覆われていることを規定している。

壁等が木造の場合は、不燃材料で被覆(室の内部だけでよい)する必要がある。

2 第2号

窓及び出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。

3 第3号

床面の構造については、第32条の3第2項第2号の解説を参照のこと。

4 第4号

屋外において架台を用いて危険物を貯蔵する場合は高さの制限がある（第32条の3第1項）が、屋内における場合は制限がない。

5 第5号

十分な照度が確保されている場合は、採光、照明設備のいずれでもよい。ただし、夜間の取り扱い作業が行われる場合は、照明設備を必要とする。

換気設備については、第32条の2第1項第3号の解説を参照すること。

6 第6号

本号は、前号が少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の換気についての一般的な規定であるのに対し、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合について、これらの蒸気又は微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を設けることを、特別に規定している。この場合、蒸気等を排出する場所については、火気使用設備の有無等を十分考慮しなければならない。

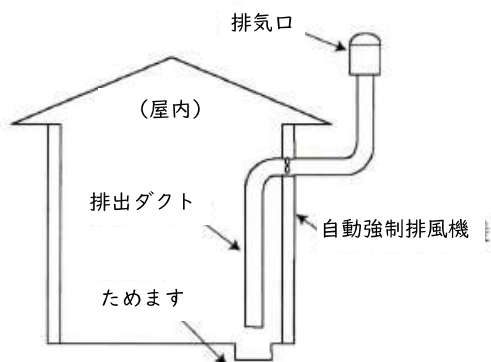
「可燃性の蒸気又は・・・おそれのある場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合(使用量が微量で火災予防上支障のない場合を除く。)
- (2) 引火点が40度以上の危険物であっても、当該危険物をその引火点以上の温度で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 可燃性微粉が滞留するおそれがある場合

「排出する設備」とは、強制的な排出設備をいう。なお、排出は屋外の地上2メートル以上の高所とすること。(図32の3の2-2参照)

図32の3の2-2 強制排出設備の例

自動強制排出設備の例



強制排出設備

